

○ 財務省令第302号(昭和57年大蔵省告示第344号)に規定する。利付国債の発行等に關する省令(昭和57年大蔵省告示第344号)に規定する。

平成27年9月10日第五条第十一項の規定に基づき、
財務大臣臨時代理 山本早苗

行省令第302号(昭和57年大蔵省告示第344号)に規定する。

四 発行方法の適用振替法の発行の法律の名号及び根拠記述
二 一
の法發号名條律行稱項及の及び根及び記
三 一
の法發号名條律行稱項及の及び根及び記述

し定あ争争う札価振の以律社一法会一るた運十財十利
、めつ入入。^(平成十三年法律第七十五号)へ格替適下債項律計号法め營四政六付
価らて札札に以を機用「振替法」へ格付けると、^(昭和四十年九月五日付)及第に「律のに号法回」へ
格られ、と發によ下競関を振替法^(昭和四十年九月五日付)、及第に「律のに号法回」へ
競争た価同時「發価に受け法」へ格付けると、^(昭和四十年九月五日付)及第に「律のに号法回」へ
利入札に競争を行い、^(昭和四十年九月五日付)及第に「律のに号法回」へ
率を入札を入わう以争て行のうに、^(昭和四十年九月五日付)及第に「律のに号法回」へ
にそのに札れ。^(昭和四十年九月五日付)下入行とと。に第4平並年特確保及法
て利お入価価一れる、のす。に第4平並年特確保及法
募率い札格格とる。そ規す。に第4平並年特確保及法
入とてで競競い入の定。に第4平並年特確保及法

六								五
イ								イ
発								方 募
価	行	争	非	者	特	国	札	非
格	行	入	価	・	別	債	發	競
競		札	格	第	參	市	行	争
争	額	發	競	I	加	場	入	行 争 の

八

七

ハ 口 イ

ハ 口

最 低 行 争 非 者 特 国 札 非 入 價 払

行 争 非 者 特 国 札 非

額 入 價 ・ 別 債 発 競 札 格 入 價 ・ 別 債 発 競

面 札 格 第 参 市 行 争 発 競 金 札 格 第 参 市 行 争

金 發 競 I 加 場 入 行 争 額 發 競 I 加 場 入

五 千 千 一 円 二 で た 条 特 で た 条 特 三 は き 第 十 は づ 律 八 額 發
万 円 九 億 兆 千 利 第 別 一 利 第 別 千 、 發 六 五 、 き 第 十 面 行
円 百 千 三 九 付 一 会 億 付 一 会 四 額 行 十 億 額 發 四 万 金 し
八 二 千 百 国 項 計 千 国 項 計 百 面 し 二 七 面 行 十 円 額 た
十 五 百 国 項 計 千 国 項 計 百 面 し 二 七 面 行 十 円 額 た
七 万 十 五 八 債 の に 万 債 の に 七 金 た 条 千 金 し 六 、 で 利
億 千 一 十 に 規 関 円 に 規 関 十 額 利 付 第 四 額 た 条 特 七 付
六 三 億 四 つ 定 す つ 定 す 万 で 一 百 で 利 第 別 千 国
千 百 九 億 い に る い に る 円 千 项 十 一 付 一 会 二 債
三 円 百 、 づ 律 、 づ 律 百 国 債 の 五 兆 国 項 計 百 に
百 六 額 き 第 額 き 第 九 に 定 円 千 に 規 関 億 い
七 十 面 發 四 面 發 四 十 つ に 、 五 つ 定 す 八 て
万 三 金 行 十 金 行 十 六 い 基 同 百 い に る 千 は
二 万 額 し 六 額 し 六 億 て づ 法 八 て 基 法 百 、

十 六 五	十 四	十 三 二	十 九 イ 一	十 九 九 振 額
償 償	後 第	初 利 発 競 I 加 場 び 札 非 入 價 発		
還 還	の 二	期 行 争 非 者 特 国 發 競 札 格 行 行		替
金 期	利 期	利 入 價 ・ 別 債 行 争 發 競 價		單
額 限	予 以	子 率 札 格 第 參 市 及 入 行 争 格 日		位
額 平 利 て を 每	規 下 は 期 た 期 平 年	三 額 以 額	平 す 額 の 振	
面 成 子 、 支 年	定 、 、 が 金 と 成 ○	厘 面 上 面	成 る の 記 替	
金 二 を そ 払 三	す 次 そ 銀 額 し 二 ・	金 の 金	二 。 整 載 法	
額 十 支 の 期 月	る 号 の 行 を 、 十 一	額 そ 額	十 数 又 の	
百 九 払 日 と 十	期 及 翌 休 支 次 八 パ	百 れ 百	七 倍 は 規	
円 年 う 以 し 五	日 び 営 業 払 の 年 ।	円 ぞ 円	年 の 記 定	
に 九 。 前 、 日	に 第 業 う 算 三 セ	に れ に	九 金 錄 に	
つ 月 六 各 及	つ 十 日 。 式 月 ン	つ の つ	月 額 は よ	
き 十 月 支 び	い 五 に た に 十 ト	き 応 き	十 に 、 る	
百 五 間 払 九	て 号 支 当 だ よ 五	百 募 百	五 よ 最 振	
円 日 に 期 月	同 に 払 た し り 日	円 價 円	日 る 低 替	
属 に 十	じ お う る 、 算 を	十 格 十	も 額 口	
す お 五	。 い へ と 支 出 支	八 八	の 面 座	
る い 日	。 て 以 き 払 し 払	錢 錢	と 金 簿	
	$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100 \times 2 + 1}$			

十
九
八
七

払者入払元
込札場利
期參所金
日加支

平財務日本
成大臣銀行

二十
七
年
九
月
十五
日
から
通知を
受けた
者